

佐本交企発第118号
令和3年6月30日

各所属長 殿

保 存	30年(令和34年3月31日まで)
有 効	令和34年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

**「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を
改正する件」の施行について（通達）**

内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する件(令和3年内閣府告示第75号。以下「改正告示」という。)については、本年6月17日に公布・施行された。

本改正の概要及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正告示の概要

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第2条第1項に規定する国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という。）内において道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による許可を受けて行われる作業で使用される搭乗型移動支援ロボットのうち、法上の自動車に区分されるものの一部を、「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車」と位置付けるものである。

2 留意事項

本年3月から東京都内（都内全域が国家戦略特区に指定されている。）において、ガス事業者が法第77条第1項の規定による許可を受けて、本来法上の普通自動二輪車に当たる搭乗型移動支援ロボットを用いたガス漏洩検査作業を行っているところ、本改正により、当該搭乗型移動支援ロボットは、その車体の大きさ及び構造から、法上の小型特殊自動車に当たることになる。

今後、他の国家戦略特区においても同様の作業が行われる可能性があることから、取扱いに当たっては留意されたい。